

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

休業した中小企業の労働者の方へ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

対象 令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当なし）した中小企業の労働者

支給額 1日当たり支給額（休業前の1日当たり平均賃金×80%）×休業実績（各月の日数-就労した又は労働者の事情で休んだ日数）

※「1日当たり支給額」の上限は11,000円

申込 申請書、支給要件確認書、本人確認書類、口座確認書類、休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるものを日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 [〒600-8799 住所記載不要] へ郵送

※詳細はお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。

問合先 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120 (221) 276

※月～金：8：30～20：00、土日祝：8：30～17：15 まで対応

事業継続にお困りの中小企業、個人事業者の皆様へ

経済支援 国の持続化給付金

給付上限額 中小法人等 200万円、個人事業者等 100万円

申請期限 令和3年1月15日まで

申請方法 WEB申請

問合先 持続化給付金事業コールセンター

☎0120-115-570（受付時間：8：30～19：00）

※8月31日まで全日対応、9月1日以降平日・日曜日対応
具体的な内容や条件については、経済産業省のホームページをご覧ください。

働く保護者の皆様へ

小学校等休業による休職への支援をご活用ください

小学校等の臨時休業に伴い、休業を余儀なくされた個人事業主または保護者である労働者に有給休暇を取得させた事業者へ支援金を支給します。

支給額

個人事業主▶就業できなかった日数、1日あたり4,100円（令和2年4月1日以降の対象日は定額7,500円に引き上げ）

事業者▶休暇中に支払った賃金相当額×10/10（令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限8,330円から15,000円に引き上げ）

適用日 令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇

申請期間 令和2年12月28日まで

問合先 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金
コールセンター ☎0120-60-3999

※申請方法等の詳細については市HPをご覧ください▶



店舗等の家賃の支払いにお困りの方へ

経済支援 家賃支援給付金をご活用ください

固定費の中で大きな負担となる地代・家賃の負担軽減を目的として、賃借人（かりぬし）である事業者に対して給付金を給付します。

対象 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者（フリーランス含む）等で5月～12月において以下のいずれかに該当する者

①いずれか1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少

②連続する3ヶ月の売上が前年同月比で30%以上減少

③自らの事業の為に占有する土地・建物の賃料を支払い

給付額 法人100万円、個人事業主等50万円（いずれも月額）を上限とした6ヶ月分の金額（直近の支払家賃や所有店舗数に応じて変更あり）

申請期限 令和3年1月15日まで（予定）

申請方法 WEB申請

問合先 家賃支援給付金コールセンター

☎0120-653-930（受付時間：8：30～19：00）

※8月31日まで全日対応、9月1日以降平日・日曜日対応

その他「経済支援」に関する情報は経済産業省の特設ページをご覧ください。

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

検索

“感染防止宣言ステッカー”で施設（店舗）の安心を宣言しよう！

府では、業種ごとに定められた「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守している施設（店舗）であることを示す「感染防止宣言ステッカー」を発行しています。

この「感染防止宣言ステッカー」を店舗等の目立つところに掲示することで、安心して利用できる施設であることをお知らせすることができます。

府のホームページから登録することができます▶



対象 業種別ガイドラインが策定されている施設

※特に、過去にクラスターが発生した施設及び飲食店については、ステッカーの導入を強く推奨します。



▲感染防止宣言ステッカーサンプル

問合先 感染防止宣言ステッカー コールセンター ☎06 (4397) 3268 ※平日午前9：00～17：00 まで対応